

財 産 目 録

令和6年3月31日現在

(単位: 円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	一般		小口現金			75,722
普通預金	三井住友銀行/芦屋支店法人口座		法人の活動のため			1,793,433
普通預金	三井住友銀行/芦屋支店施設口座		施設の活動のため			33,070,236
普通預金	みなと銀行/水道筋支店施設口座		施設の活動のため			7,583,930
			小計			42,523,321
事業未収金	利用者		利用者負担金			1,586,000
			小計			1,586,000
未収補助金	神戸市		すこやか保育、調理員加配、宿舍借上支援			16,400,760
前払金	駐車場、不動産		駐車場賃借料、借り上げ住居費他			348,380
仮払金	(株)磯部住研		過払い駐車場賃借料			18,000
	流動資産合計			0	0	60,876,461
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	神戸市東灘区北青木4-1-37(本園)		幼保連携型認定こども園運営のため			56,000,000
	神戸市東灘区青木6-6-16(南園)		幼保連携型認定こども園運営のため			50,919,000
			小計			106,919,000
建物	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建保育所1棟(本園)	2004年度	幼保連携型認定こども園運営のため	66,968,919	26,519,680	40,449,239
	鉄筋コンクリート造 1 3 階建てマンション2 階 (南園・区分所有)	2008年度	幼保連携型認定こども園運営のため	97,744,500	34,406,064	63,338,436
			小計			103,787,675
	基本財産合計			164,713,419	60,925,744	210,706,675
(2) その他の固定資産						
建物	電気・給排水・ガス設備	2004年度	幼保連携型認定こども園運営のため	37,336,467	27,143,035	10,193,432
構築物	固定資産台帳参照		幼保連携型認定こども園運営のため	11,049,891	6,874,269	4,175,622
器具及び備品	固定資産台帳参照		幼保連携型認定こども園運営のため	20,504,543	15,938,327	4,566,216
修繕費積立預金	積立金明細書参照		大規模修繕のため			15,000,000
人件費積立預金	積立金明細書参照		幼保連携型認定こども園運営のため			2,000,000
ソフトウェア	固定資産管理台帳参照		幼保連携型認定こども園運営のため	1,608,760	1,149,994	458,766
その他の固定資産	固定資産台帳参照		幼保連携型認定こども園運営のため			8,313,950
	その他の固定資産合計			70,499,661	51,105,625	44,707,986
	固定資産合計			235,213,080	112,031,369	255,414,661
	資産合計			235,213,080	112,031,369	316,291,122
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	社会保険料、退職金共済掛金他					4,980,023
1年以内返済予定設備資金借入金	三井住友銀行芦屋支店・みなと銀行水道筋支店					4,384,000
1年以内返済予定事業長期借入金	(独) 福祉医療機構					1,416,000
預り金	源泉徴収税、住民税					1,295,076
賞与引当金	2023.1-3月 要支給額					5,070,000
	流動負債合計			0	0	17,145,099
2 固定負債						
設備資金借入金	三井住友銀行芦屋支店					4,345,000
	みなと銀行水道筋支店					15,511,000
	みなと銀行水道筋支店					
	小計					19,856,000
事業長期借入金	(独) 福祉医療機構					14,514,000
退職給付引当金	神戸市社会福祉協議会					9,696,708
	固定負債合計			0	0	44,066,708
	負債合計			0	0	61,211,807
	差引純資産			235,213,080	112,031,369	255,079,315

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
- なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬員の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。